給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一こども女性相談センターの項を次のように改める。

こども女性相談センター	(1)　一時保護所において児童と起居を共にすることを常例とする職員（医療職給料表㈢の適用を受ける者を除く。） (2)　一時保護所において児童と起居を共にすることを常例とする職員（(1)に掲げる者を除く。） (3)　一時保護所において児童と起居を共にする職員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） (4)　児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事することを常例とする職員（医療職給料表㈢の適用を受ける者を除く。） (5)　次長（児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事する者に限る。） (6)　一時保護所において児童の教育及び指導に直接従事することを常例とする職員（(1)から(3)までに掲げる者を除く。） (7)　児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事することを常例とする職員（(4)に掲げる者を除く。） (8)　心理診断及び心理療法等の指導に直接従事することを常例とする職員 (9)　女性支援担当において相談対応、調査、指導及び一時保護に直接従事することを常例とする職員	三 二 一

別表第一総合看護学校の項中「（昭和二十六年厚生省令第一号）」を「（昭和二十六年文部厚生省令第一号）」に、「適用者」を「適用を受ける者」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。